

福島県教育旅行復興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故、並びにその風評により甚大な被害を被っている本県教育旅行の復興を図るため、福島県内で宿泊を伴う修学旅行、林間学校、移動教室、宿泊学習、スキー教室等（学校行事の一環として行われるもので、これに準ずるものを含む。以下「教育旅行」という。）を実施する別表第1に掲げる学校（以下「学校」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象)

第2条 県は、学校行事の一環として福島県内で宿泊を伴う教育旅行を実施する県外の学校に対し、その移動に係るバス経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、次に該当する場合は、補助の対象外とする。

- (1) 学校の部活動やクラブ活動による合宿の場合
- (2) 学校の教員以外が児童、生徒を引率する場合
- (3) 各種大会への参加に伴う宿泊となる場合

(補助の対象バス)

第3条 補助の対象となるバスは、一般貸切旅客自動車運送事業を登録する事業所のバス等とする。

(補助の内容及び補助額)

第4条 福島県内で宿泊を伴う教育旅行を実施し、かつ県が推進している別表第2に掲げる教育素材を1つ以上行程に取り入れた学校に対し、バス1台当たり経費の2分の1又は別表第2-2の額を上限として補助する。ただし、参加人数が10名未満の場合は半額を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本補助金以外の補助金又は助成金を併用して交付を受ける場合は、本補助金以外の補助金又は助成金との合計額がバス経費の総額を超えない範囲で補助金を交付するものとする。ただし、県が実施している他の補助金と併用して交付を受けることはできないものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、福島県教育旅行復興事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、別表第3に掲げるとおりとする。

- 2 規則第4条第2項の書類は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。
- 4 学校の長は、補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して申請しなければならない。

（補助金の交付条件）

第6条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、別表第4に掲げるとおりとする。

（変更の承認申請）

第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、福島県教育旅行復興事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第8条 規則第8条第1項に定める期日は、申請者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して7日を経過した日とする。

（実績報告）

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県教育旅行復興事業補助金実績報告書（様式第3号）により別表第5に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 学校の長は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 学校の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を福島県教育旅行復興事業仕入れに係る消費税相当額報告書（様式第5号）により速やかに知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付の請求)

第10条 学校の長は、規則第14条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに福島県教育旅行復興事業補助金交付請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。ただし、補助金確定額が規則第5条に規定する交付決定額と同額の場合は、通知を省略するものとする。

2 県は、前項の請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を支払うものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた学校の長は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

対象学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（ただし、高等課程のみとする。）、その他知事が特に認める学校
------	---

別表第2（第4条関係）

教育素材	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災学習・ホープツーリズム 2 福島県内の学校との交流 3 歴史学習・伝統工芸体験 4 環境学習・自然体験 5 農村・収穫体験 6 スキー体験
------	--

別表第2-2（第4条関係）

区 分	補 助 上 限 額
東北地方	30,000円
関東地方 中部地方	50,000円
北海道地方 関西地方 中国地方 四国地方	100,000円
九州地方 沖縄地方 海外	150,000円

別表第3（第5条関係）

申請書の提出期限	教育旅行実施日から起算して10日前まで
申請書に添付する書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 旅程表（任意様式） 2 バス経費の見積書の写し（バス会社等が発行したもの） 3 本補助制度以外の補助制度等を受ける場合は申請書の写し

別表第4（第6条関係）

軽微な変更	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費の20%以内の増減 2 補助事業内容の細部の変更
-------	---

別表第5（第9条関係）

実績報告書 に添付する 書類	1 実際に催行された旅程表（任意様式） 2 バス経費の請求書又は領収書の写し（バス会社等が発行したもの） 3 本補助制度以外の補助制度等を受けた場合は実績報告書の写し 4 宿泊証明書（様式第4号）
----------------------	---